

一般社団法人公共貨幣フォーラム 定 款

令和6年4月1日 改 訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人公共貨幣フォーラムと称し、英文では P u b l i c M o n e y F o r u m J a p a n と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、公共貨幣（パブリックマネー、以下「PM」と称す。）及び電子公共貨幣（エレクトロニックパブリックマネー、以下「EPM」と称す。）の普及活動を通して、以下の社会を生み出すことをその目的（ミッション）とする。

- (1) 貨幣供給量が安定し、バブルや不況（失業）が発生しない社会。
- (2) 政府債務がゼロとなり、健全な財政運営が行われる社会。
- (3) 所得格差が解消して、「健康で文化的な生活」が営まれる社会。
- (4) 地球環境に優しい持続可能で公正な社会。

(事 業)

第4条 当法人は、公共貨幣PM、電子公共貨幣EPM、及びそのEPMトークン「新国生み（暗号通貨）」の普及を通して第3条に掲げる目的（ミッション）を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外に於けるPM、EPM、EPMトークンに関する広報、教育、セミナー、講演、学習会・フォーラム、出版、メディア活動
- (2) EPM、EPMトークンに関する開発、研究、コンサルティング
- (3) ソフトウェア、プロトコル、アプリ開発等のフィンテック関連事業
- (4) EPM及びEPMトークン関連事業、商品の開発、製造、販売
- (5) PM、EPM及びEPMトークンによる地域活性関連事業
- (6) 資金移動業
- (7) その他前各号に附帯関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 社員及び会員

(フォーラム構成員)

第6条 当法人は、次の規定により当法人の社員及び会員となった者をもって

構成する。

- (1) 会員：当法人の目的（ミッション）並びに活動に賛同し、理事会において定められた会費を支払い、承認された個人。
- (2) 社員：当法人の会員であり、公共貨幣の意義と重要性を理解し、当法人の目的（ミッション）並びに活動に賛同し、理事会において承認された者。
- (3) 法人会員：当法人の目的（ミッション）並びに活動に賛同し、理事会において定められた会費を支払い、承認された法人及び団体。

（退 社）

第7条 社員は、いつでも退社することができる。但し、予め、1ヶ月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名

（除 名）

第8条 当法人の社員及び会員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員及び会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

（社員名簿）

第9条 当法人は、社員及び会員の氏名又は名称及び住所並びに基金の拠出額を記載又は記録した名簿を作成する。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載又は記録した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

（構 成）

第10条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（開 催）

第11条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（権 限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催地）

第13条 社員総会は、原則としてオンラインで開催するものとする。

（招 集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれを招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（招集手続の省略）

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（決議の方法）

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

（議決権）

第17条 社員は、1人につき1個の議決権を有する。

（議 長）

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

（社員総会の決議の省略）

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載する。

2 議長及び議事録作成者が前項の議事録に記名押印又は電子署名を行う。

(電子提供措置等)

第22条 当法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、法令の定めるところに従い、電子提供措置をとるものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員)

第23条 当法人には、理事3名以上15名以内及び監事3名以内を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第24条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議により当法人の社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統轄する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法

人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(理事及び監事の解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 業務執行の決定(会員及び法人会員の会費の決定を含む)
(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事

会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事の互選により議長を定める。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第6章 基 金

(基金の拠出等)

第38条 当法人は、基金拠出者を募集することができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が書面又は電磁的記録をもって作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、

同様とする。

- 2 前項の書面又は電磁的記録については、インターネット上に公開し一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を書面又は電磁的記録をもって作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、報告及び承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告及び定款をインターネット上に公開し一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の

定めるところによる。